

(取組み一覧)

被災者

実施機関	取組みの名称	取組みの概要等	取組みの実施状況	取組みに対する評価と課題	令和2年度取組みの方向性
仙台弁護士会	災害復興支援特別委員会	特別委員会を継続して多方面の対策を行っている。 被災者向法律相談、自治体裁判所との協議、会長声明、他の弁護士会との意見交換、学習会 外	社会的な働きかけもやっている。	影響力を発揮している。	継続
宮城県臨床心理士会	宮城県臨床心理士会こころの健康電話相談	臨床心理士が様々な問題を抱える人々の声に耳を傾け、助言することを通じて問題解決への第一歩を踏み出すきっかけを与え、自殺予防に寄与することを目的とする。	毎月第1土曜日の午後5時から午後8時までの時間帯に電話相談専用の回線を設け、当会の臨床心理士が電話相談を実施した。 東日本大震災の被災者を始めとした多くの県民に電話相談を周知することを目的とし、新聞各紙に情報を掲載するとともに、チラシを作成し、幅広く県民に対して相談の利用を呼び掛ける広報活動を行った。また、本会は、被災地を訪問しての支援を行っているため、これらの活動と連動して被災住民にチラシを配布するなど、困難を抱える人に相談を呼び掛けた。	相談者の悩みを傾聴しながら専門家の視点で相談者の状況や状態・抱える課題を整理し、問題を解決する一歩を踏みだすきっかけを作ったり、必要に応じて適切な相談機関を紹介するなど、一定程度、自死予防の役割を果たせたのではと考える。 一方で自死に直結するテーマが電話相談で扱われる回数自体がまだまだ少なく、これまでに以上に相談しやすい環境を模索する事が現時点の課題と言える。	前年度とおなじ頻度で開催する予定である。
長町南部地区民生委員児童委員協議会	復興住宅のコミュニティ形成の支援	あすと長町第二公営住宅の住民の高層住宅による孤立化、閉じこもり、孤立死を防止、住民の親睦とふれあいの場として交流会、サロン活動を長町地区社協と連携して開催。	・七夕、クリスマス、ひな祭りの行事の折、季節の飾り物を作成しながらお茶飲みをし(2回)、3回目は完成した作品を飾りながら交流会を開催。世代間交流もあり喜ばれている。	・住民の高齢化が進み、参加者が減少したので、近隣町内会の住民に声掛けをし、参加してもらった。近隣住民と顔見知りになれる、ふれあいの新しい場の提供となった。	季節感溢れる、行事のサロンは継続するが、子ども達も一緒に楽しめ、世代間交流が図れるような企画の工夫をする。住民の孤立化、閉じこもり、孤独死等のリスクが高まらないよう、地区社協との連携強化に努め、近隣住民との親睦も図る。
みやぎの萩ネットワーク	専門家によるワンストップ支援、勉強会・講演会 ※【再掲】	各専門家ネットワークによる具体的支援活動 対面型相談支援 電話相談支援 人材養成 普及啓発 各専門家のネットワークによる支援活動において24時間365日、2携帯番号により相談を受付また、メールやSNSなどでも相談を受付、専門家へと繋ぐ メンバーのスキルアップ、顔の見える関係強化、市民への普及啓発を目的として公開勉強会、専門家の外部講師による講演会を開く	2017年 相談件数集計 面談62、電話898、メール480、SMS 711、合計 2151件	より一層の関係機関との連携や活動の普及・啓発が必要と考える	専門家と共に学ぶ相談スキルのステップアップ事業 どんな内容の相談にも応えられるよう専門家や相談機関、行政との連携の強化 幅広く不安や悩みをすくい解決策を話し合う座談会の実施 支援につながる人、つなげる人を増やすための広報活動
全国自死遺族連絡会・藍の会・東北いじめ総合支援センター・みやぎの萩ネットワーク他	被災者の総合支援と自助活動支援	2007年から仙台で開催しているつむぎの会という子供を亡くした親の会を震災後から気仙沼市・石巻市・岩沼市と広げ、仙台市以外は地元の被災遺族が中心になり活動、そのつながりでお坊さんたちと協働で、「法話の会」を開催。 みやぎの萩ネットワークと連携して、被災後に精神科に通院し、症状が悪化している被災遺族や被災者からの相談を受けて、回復に向けた治療をしている医師の紹介やカウンセラーにつなげ、負荷を取り除くための具体的解決に向けた支援をしている。また裁判支援等セルフヘルプサポーターとしての支援の実施。2011年度から毎年震災遺族のフォーラムの開催	気仙沼市ではつなみで子供を亡くした親の会の開催・石巻市ではつなみで子供を亡くした親も含めた会の開催・震災遺族の会の開催支援・岩沼市では震災遺族の会の開催支援と法話の会の開催・仙台市でつなみで子供を亡くした親も含めた親の集いの開催・そのつながりで被災者の人と人とのつながりで、被災者からの相談多数(震災関連自死も含む)宮城心のケアセンターはじめ様々な団体とのつながりを活用して、それぞれの専門家につないでいる	被災遺族本人の力を活用した自助グループの活動は、被災者同士のコミュニティの構築の一役を担っていると考えている。あくまでも当事者の力を引き出す脇役の支援が多くの参加を促している。他団体との連携をさらに深める必要がある。	来年度は被災10年を迎え、その後に支援の縮小や打ち切りが想定されるので、その不安解消になるように変わらぬ活動を続けていく。 震災フォーラムの開催と共に、復興住宅での自死を防ぐための相談機関の周知徹底に努める。 行政機関との連携を深めるための活動。

(取組み一覧)

被災者

実施機関	取組みの名称	取組みの概要等	取組みの実施状況	取組みに対する評価と課題	令和2年度の取組みの方向性
宮城県司法書士会	宮城県司法書士会による県内各相談センターの運営 ※【再掲】	宮城県内の各相談センターにおいて相続、登記、成年後見、その他民事上の困りごとについて、被災者からの相談に応じています。	司法書士総合相談センター（司法書士会館、仙台市青葉区春日町8-1） 令和2年4月1日より月・水・金（祝日を除く） 電話相談13：30～16：30（電話番号022-221-6870） 面接相談14：00～16：00（予約制。予約番号022-263-6755） そのほか、石巻、大崎、南三陸、女川、山元の各相談センターにおいても面接相談を開催（詳細は当会HP参照）	相談は無料です。電話相談もごさいますのでお気軽にご相談ください。	景気悪化等生活困窮に伴う相談の増加も懸念されますので、債務整理の相談等お気軽にご相談ください。
	はあとぼーと仙台との共同による「生活困りごとと、こころの健康相談」 ※【再掲】	毎月第3火曜日に仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）との共催で、生活の困りごと（震災後の困りごと、相続問題、多重債務、家族の問題など）の相談に、司法書士と精神保健福祉の専門家（保健師・心理士・精神保健福祉士）が同席して応じます。	仙台市政だよりに広報していただいております。毎月定員に近い相談予約がある状況です。	それぞれの専門家が、法律的な知識による助言と、精神保健福祉上の助言とを同時の機会に行うことができ、互いに補い合うことができます。	前年度と同様に、毎月1回、第3火曜日に相談会を開催予定です。
	福祉関係者からの要請があった際の司法書士による同行出張相談	福祉関係者が災害公営住宅等で成年後見や法律上の問題等の支援が必要な被災者の方に気づいた際に、要請いただければ、福祉関係者の方に同行させていただき、司法書士による無料の出張相談を行います。	成年後見に関する問い合わせが年間数件ある状況です。	・需要はあるものと思いますが、当会の周知不足であまり活用いただけておりません。	要請の都度、迅速に対応させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。
社会福祉法人仙台いのちの電話	電話相談・インターネット相談 ※【再掲】	・365日24時間体制で電話・メールによる相談活動を実施。 ・仙台いのちの電話は、あらゆる年代からの様々な相談に対応しており、 ・重要対象を限定していない。相談者が抱える問題について、毎月の継続研修や、法人開催の各種研修会・講演会を通じて自己研鑽に努めている。	2019年1月～12月まで、17,442件の電話相談に対応、189件のメール相談に返信。	相談員の減少傾向が続いており、新しい相談員を増やすことが課題。2019年4月開講の相談員養成講座に6名受講中。2020年4月開講相談員養成講座に18名申込。また、相談者に寄り添う対応ができるよう研修の充実を目指す。	相談員養成事業の実施し、相談受信数を増やす。更に深夜帯の相談対応充実に取組む。幅広い年代からの相談に対応するための研修体制を充実させる。相談者の求める適切な支援先に繋げるための研修を実施する。
宮城県精神保健福祉士協会	被災地の精神保健福祉活動における実践	東日本大震災をきっかけに自治体で勤務した会員、支援機関に勤務した会員が複数おり、それぞれ業務の一環として市町の担当者と協働で被災者対応を行っている。 地域住民や若年者に向けた寸劇や講座による普及啓発事業等にも協力して実施している。 【取組みの背景】 当会は宮城県内の精神保健福祉士約200名が所属する職能団体である。 ソーシャルワークを用いて、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けた支援活動を通して、その人らしいライフスタイルの獲得を目標とする援助を行う。 活動する職種は精神医療・福祉分野に多いが、近年では教育機関（スクールソーシャルワーカー）、司法分野（社会復帰調整官など）のほか、産業界や行政機関などにも広がりがつつある。 会員の所属する機関の対象者の中には、自死やいじめに関連する対象者も含まれており、日々の業務の中でそれぞれ重点対象者に対応しているのが現状としてある。 そのような会員を後方支援する目的で、当会としては会員向け研修会の開催や事例検討などを定期的に行っている。			

(取組み一覧)

被災者

実施機関	取組みの名称	取組みの概要等	取組みの実施状況	取組みに対する評価と課題	令和2年度取組みの方向性
<p>仙台市精神保健福祉総合センター・障害者支援課</p>	<p>震災後心のケア支援 (No.101)</p> <p>*仙台市自殺対策計画第5章の取組み名のNo.を()内に表示</p>	<p>2011年3月11日に発生した東日本大震災以降の被災者の現状として、平成28年度に復興公営住宅建設や防災集団移転促進事業が完了し、恒久的な住宅での生活に移行している。しかし、被災体験や生活環境やコミュニティの変化など、心理的ストレス負荷が長期間にわたって重くのしかかっている住民も存在する。復興公営住宅入居者を対象とした健康調査結果では、何らかの心理的苦痛を抱えている方の割合が、国民全体における一般的な水準よりも高い数値となっている。加えて、宮城県内の沿岸市区町の自殺死亡率の動向では、男性では2016 (H28) 年あたりから徐々に全国値との差が拡大し、女性でも2016 (H28) 年以降も全国値よりも低水準で推移していたが、2018 (H30) 年に入ってから上昇に転じ、全国水準に達している。</p> <p>このような状況を踏まえ、東日本大震災が発生した2011年3月以降、各区保健福祉センター (以下、各区とする)、各支所保健福祉課 (以下、支所とする) への技術支援として、各区・支所に専門職員を派遣し、協働による相談支援やケースレビュー、事例検討を行っている。加えて、震災後心のケアに従事する職員等を対象とした研修を通じて、全市的に支援水準が保たれるよう、人材育成を継続している。</p>	<p>1. 相談支援</p> <p>1) 個別支援【方向性3:対象に応じた支援】</p> <p>2) 集団支援【方向性1:ひとり一人の気づきと見守りの推進】</p> <p>2. 人材育成【方向性2:人材の確保と育成】</p> <p>1) 震災後心のケア従事者研修会</p> <p>2) 災害時メンタルヘルス研修会</p>	<p>1. 相談支援</p> <p>1) 個別支援【方向性3:対象に応じた支援】</p> <p>これまでの震災後心のケアでは、一定数の被災者に対し、継続して支援を提供することができている。しかし、現在支援している個別支援ケースをみると、様々な問題が重複し、複雑困難化したケースや、災害前から抱える問題が震災を契機に顕在化したケースなどが多いことから、丁寧なアセスメントと課題解決のための相当のスキルが求められている状況がある。加えて、今後、大規模な震災関連の健康調査等の被災者の健康状態のスクリーニングの機会は減少していくことが想定されるため、新たな要支援者に支援を提供する仕組みが十分機能しないことが懸念される。スクリーニング調査以外による新たな要支援者を発見し、支援につなげる方策を検討していく必要がある。</p> <p>2) 集団支援【方向性1:ひとり一人の気づきと見守りの推進】</p> <p>新たな要支援者を発見する取組みとして、復興公営住宅を含む地域住民同士での「気づきや見守り」を促すことが求められる。したがって、民生委員や町内会など地域リーダーに対するゲートキーパー養成を行いつつ、スクリーニング調査だけに頼らない、要支援者を適切な支援につなげる仕組みを構築することが課題である。</p> <p>2. 人材育成【方向性2:人材の確保と育成】</p> <p>各区・支所で震災後心のケアに従事する職員は、年々震災時の活動や被災者支援の経験が少ない者が増えている。これまでの支援水準を保つためにも、これまで培われてきた支援の知識やノウハウを、地域精神保健活動を行う職員全体に継承していくことが課題となっている。</p>	<p>復興庁の設置期限がこれまでの令和2年度末から延長され、心のケアなどの被災者支援を引き続き行っていく方針がうち出されている。先の被災された住民の状況も踏まえ、令和3年度以降、震災後心のケア活動を継続、発展させるため、新たな要支援者を支援につなげる方策の検討や、複雑困難化、震災を契機に顕在化した多様な問題に対処するのに必要な、従事職員の資質の維持・向上を図り、震災後10年以降を見据えた支援継続の方向性を示す。</p>
<p>仙台市健康政策課</p>	<p>被災者の心のケア支援、被災者健康支援の実施 (No.101)</p> <p>被災者向けの健康教室や交流会の実施 (No.113)</p> <p>*仙台市自殺対策計画第5章の取組み名のNo.を()内に表示</p>	<p>○要支援者への訪問等による個別支援や、被災者同士や地域の人と交流機会をつくる支援を行っている。</p> <p>(No.101)</p> <p>○東日本大震災の被災者を対象とした、心身の健康増進や孤立予防に向けた様々な健康教室や交流会の実施。(No.113)</p> <p>○被災者の身近な場所で健康に関する相談を実施するため復興公営住宅の近隣スーパーにおいて、「まちの保健室」を開催する。</p>	<p>○訪問、面接、電話等で延べ7,896件。(No.101) (H30年度実績)</p> <p>これまで把握した継続支援を必要とする市民のほか、宮城県と実施している健康調査を活用し、心理的にストレスを感じている市民などに対し、訪問や電話により支援を行った。</p> <p>○健康教室や交流会の実施 270回、延べ3,164人。(No.113) (H30年度実績)</p> <p>○R元年度より宮城野区、若林区の復興公営住宅近隣スーパーにおいてまちの保健室を8回開催。買い物という日常生活の場面を利用して、心身面に関する健康相談を実施した。</p>	<p>○要支援者は減少傾向だが、長期的な支援を要する者もいるため、今後も継続した支援が必要。</p> <p>(No.101)</p> <p>○復興公営住宅を中心に開催している健康教育やサロンに参加していない被災者についても、スーパーの場を利用して相談を行うことができた (No.113)</p> <p>※別添「民間賃貸借上住宅等・災害公営住宅入居者健康調査結果」参照。</p>	<p>○区役所において、個別の訪問や復興公営住宅でのサロンや健康教育の実施、復興公営住宅近隣のスーパーでまちの保健室を実施し、被災者の健康支援を行っていく。(No.101)</p> <p>○復興公営住宅でのサロンや復興公営住宅近隣のスーパーで相談会を実施することで、被災者の生活に身近な場での健康教育や相談機会を確保していく。(No.113)</p>

※詳細は別添資料参照